

【報告事項】 中河内地域水防災連絡協議会行政WGの結果

令和7年度 第1回 中河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和7年4月24日（木）10：00～12：00

場所：中河内府民センター 4階 大会議室

（議事概要）

議題

1. 中河内地域水防災連絡協議会規約改正について
 - ・組織改編等による規約の改正内容について説明を行った。
2. 流域治水の推進について
 - ・令和7年度の大阪府の主な取組（案）について説明を行った。
3. 5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況
 - ・令和6年度末時点でとりまとめた資料について説明を行い、確認を依頼。
4. 流域治水プロジェクトの更新について
 - ・寝屋川流域協議会三部会合同会議にて議案として説明予定の「寝屋川ブロック流域治水プロジェクト」の更新内容について説明を行った。本件は、中河内地域水防災連絡協議会の場では、寝屋川流域協議会にて審議された結果について報告することをあわせて説明を行った。
5. おおさかタイムライン防災プロジェクト
 - ・既に作成済みの広域タイムラインでは、訓練等の実施による振り返りの充実を、市町村タイムラインについては、未作成の1市の早期完成を目指すこととし、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とすることを説明した。

報告

1. 各市の防災・減災に関する取組紹介
2. 各市のR7流域治水プロジェクト推進スケジュール
3. 令和7年度大阪府水防計画の改定について
4. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について
5. 令和7年度管内事業予定個所について
6. 令和6年度河川施設の点検結果について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kasensaboutenken/index.html>

情報提供

1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
2. 地方債(緊自債・公適債・浚渫債)の活用
3. 大阪水辺空間マップ
4. 津波・高潮ステーションの活用
5. 大阪府河川防災情報ホームページ（多言語化等）
6. 南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン
7. 大阪８８０万人訓練（今年度の実施日と参加のお願い）
8. 大阪防災アプリ（広報動画等）
9. 令和８年度に予定している防災気象情報の改善の概要

以上

中河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

- 2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡系統の整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

- 2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の中から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

令和 5年 6月29日改正

令和 6年 5月30日改正

令和 7年 月 日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消防局長
八尾市消防長
大阪南消防局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社関西支店設備部災害対策室長
関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区气象台気象防災部気象防災情報調整官
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市土木部長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長 都市みどり安全部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所総括地域防災調整官
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
東大阪市土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市下水道部長
柏原市上下水道部長 都市みどり安全部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域防災監
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監

規約改正 対照表

規約改正 対照表		現行規約	改正案規約	備考
別表 1（第 6 条関係） (付則) 平成 3 年 5 月 2 4 日制定 平成 3 0 年 2 月 1 6 日水防法改正に伴う大規模氾濫 減災協議会機能付加 令和 4 年 3 月 2 5 日改正 令和 4 年 7 月 2 2 日改正 令和 5 年 6 月 2 9 日改正 令和 6 年 5 月 3 0 日改正 <u>令和 7 年 月 日改正</u>		別表 1（第 6 条関係） (付則) 平成 3 年 5 月 2 4 日制定 平成 3 0 年 2 月 1 6 日水防法改正に伴う大規模氾濫 減災協議会機能付加 令和 4 年 3 月 2 5 日改正 令和 4 年 7 月 2 2 日改正 令和 5 年 6 月 2 9 日改正 令和 6 年 5 月 3 0 日改正	別表 1（第 6 条関係） (付則) 平成 3 年 5 月 2 4 日制定 平成 3 0 年 2 月 1 6 日水防法改正に伴う大規模氾濫 減災協議会機能付加 令和 4 年 3 月 2 5 日改正 令和 4 年 7 月 2 2 日改正 令和 5 年 6 月 2 9 日改正 令和 6 年 5 月 3 0 日改正 <u>令和 7 年 月 日改正</u>	
別表 1（第 6 条関係） (指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長 関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー		別表 1（第 6 条関係） (指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店設備部災害対策室長 関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー	別表 1（第 6 条関係） (指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長 関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー	

現行規約	改正案規約	備考
別表 2（第 7 条関係） （水防担当） 大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長	別表 2（第 7 条関係） （水防担当） 大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市みどり安全部長 恩智川水防事務組合 事務局長 （治水施設整備担当） 淀川河川事務所総括地域防災調整官 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市都市みどり安全部長	

流域治水の推進（令和7年度の取組）

- ▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の実施）

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえ「流域治水」の取組強化

- ▶ 芥川流域では過去から深刻な浸水被害が頻発（古くは大正6年の大雨による「大塚切れ」淀川、芥川決壊）
- ▶ 平成24年には、既往最大の時間雨量110ミリの集中豪雨があり、高槻市街地では大きな被害が発生



【T6 大塚切れ】



【H24 集中豪雨による被害】

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【治水事業】

- ▶ 芥川は整備計画において、府区間は1/100の降雨による床上浸水を防ぐことを目標に事業を実施
- ▶ 直轄区間は府管理区間の改修を踏まえ事業を実施
- ▶ **高槻市は、下水道の計画降雨を超える雨への対策として「高槻市総合雨水対策アクションプラン」を策定**
- ▶ さらに重点地区（浸水多発地区）では、**雨水対策施設や雨水貯留施設等の整備を実施中**



【流域治水対策の方針】

- 流域内の市街化が著しく発展し、大規模な河道拡幅等が困難な地形特性を踏まえ、
 - ① 人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、**内水対策の実施**
 - ② 流域における雨水流出抑制対策の実施等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上させる。**

高槻市としては、**法指定により、国・府の河川整備だけでなく、雨水貯留浸透施設等の内水対策を推進したい**

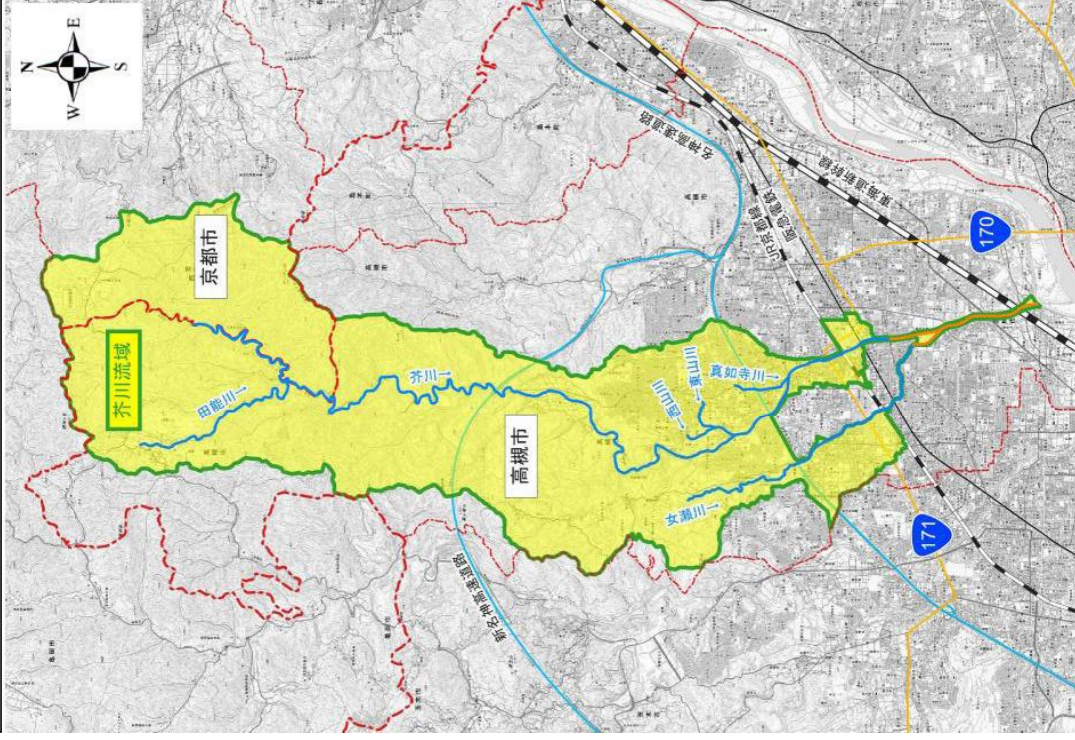
特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定

令和7年3月25日に国土交通省において淀川水系芥川流域での「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の取組）

芥川特定都市河川流域の範囲

河川区間：淀川水系芥川等の計6河川
流域面積：約50.1km²



流域治水の計画・体制強化

特定都市河川の指定
～府域の河川へ指定拡大～

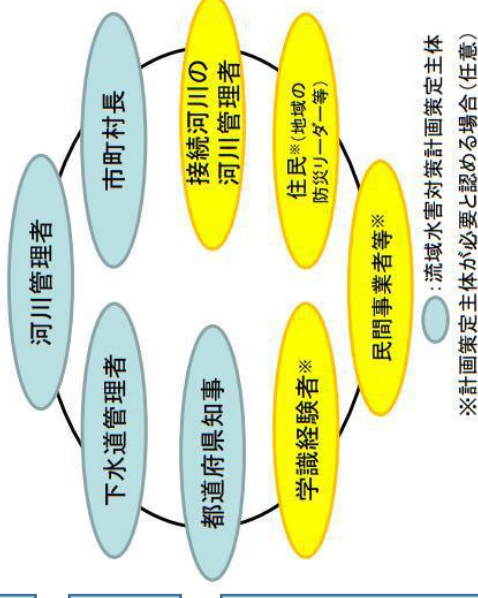
流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、おおむね20-30年の
間に実施する取組を定める

関係者の共同により、計画に基づき
「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



指定によるメリット

予算措置の重点化



▶近畿地整直轄河川改修のうち、大和川特定都市河川流域を
含む奈良県配分予算は、**対前年度比約1.2倍と重点的に措置**

※伸率は、(R5補正 + R6当初) / (R4補正 + R5当初)

▶大和川特定都市河川流域では、遊水地をはじめとする流域治水
整備事業が大きく推進

【出典】近畿ブロック内の更なる流域治水の推進に向けて
近畿地方整備局 流域治水推進室(令和6年6月)

【参考】特定都市河川の指定に関する検討（大阪府）

- ▶府では、平成17年度に寝屋川及びその支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定
- ▶流域抑制等のための一つの有効な手法であり、新たな特定都市河川の指定について、以下の特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順に基づき検討を行っている

⇒指定要件から抽出すると、大阪府内では93河川が該当
(すでに指定している寝屋川流域を除く)
⇒このうち、氾濫域を考慮するため、
計画規模降雨で床上浸水が発生する河川を抽出
(1/30降雨で床上浸水が発生する河川を抽出)
府が考える新規指定候補の22河川

	水系	河川	備考
1	淀川	山田川	
2	淀川	神崎川	
3	淀川	安威川	
4	淀川	余野川	
5	淀川	天竺川	
6	淀川	菟川	
7	淀川	高川	
8	淀川	芥川	R7指定手続き中
9	淀川	水無瀬川	
10	淀川	茨木川	
11	淀川	檜尾川	
12	淀川	穂合川	
13	大和川	石川	
14	大和川	東除川	
15	大和川	西除川	
16	大津川	大津川	
17	大津川	牛滝川	
18	石津川	石津川	
19	芦田川	芦田川	
20	佐野川	佐野川	
21	男里川	男里川	
22	檜井川	檜井川	

特定都市河川の指定対象

市街化の進展



自然的条件等



法改正による追加

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(令和5年1月)より抜粋

※特定都市河川指定については引き続き検討が必要

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	
事 項			
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
①情報伝達、避難計画等に関する事項		目標期間	進捗状況
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難指示型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】構築したタイムラインを効果の検証を兼ねて運用し、課題に応じて見直しを行うなどの体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施中
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの策定】地区防災計画の作成や地域版ハザードマップの作成など、地域における様々な取り組みを通じて地域でのタイムライン策定を目指す。	R4.4～R9.3	実施中
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】構築した地域の取り組み(タイムライン)を効果の検証を兼ねて運用し、実効性を課題に応じて見直しを行うなどの体制づくりの支援。	R4.4～R9.3	実施中
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 情報提供の用語、内容等の見直し	【情報提供の拡大】 ・水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）。 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイトの作成。 ・防災情報の用語や表現内容の適宜見直し（国・気象台）。	R4.4～R5.3 (水防災システム)	実施済
		R4.4～R9.3	実施済
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ及び避難確保計画策定。 ・施設管理者等に避難訓練等を毎年実施させ、その実施結果が報告される体制の構築を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
			実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容		
事 項			目標期間	進捗状況
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成。		R4.4～R9.3	実施中
基礎調査の実施、公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・平成28年9月末に府内の指定が完了し、平成29年度より地形の改変などの有無を調査。全国的に区域の指定がない箇所でも災害が発生していることを受け、令和3年度から高精度の地形情報を用いて危険箇所を抽出し、令和5年度から抽出された危険箇所の調査を順次実施する予定。		R4.4～R9.3	実施中
水害ハザードマップの作成、周知、活用 (水害) ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【水害ハザードマップの作成と周知】		R4.4～R9.3	実施済
	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図を、水害ハザードマップの更新に合わせて当該浸水想定を反映・周知。			実施済
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し住民等へ広く周知。			実施済
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】		R4.4～R9.3	実施済
	・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を新たに指定または見直した場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知を行う。			実施済
	・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し住民等へ広く周知。			実施済
災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討		R4.4～R9.3	実施中
防災教育の推進	・地域防災計画に定めた学校等に対して、避難をはじめとした防災訓練や出前講座などによる防災教育を実施。		R4.4～R9.3	実施済
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・地域での防災訓練や出前講座、自主防災組織リーダー研修などの実施。 ・防災部局と福祉等関係部局が連携し地域の避難体制などを調整、個別避難計画の作成を促進。		R4.4～R9.3	実施中
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地域での防災訓練や出前講座を通じて住民の防災意識醸成を図り、マイタイムライン作成の促進を実施。		R4.4～R9.3	実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	
事 項			
(2) 被害軽減の取組			
水防体制の強化に関する事項		目標期間	進捗状況
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・河川巡視点検を実施し、あわせて重要水防箇所を確認。必要に応じて重要水箇所の見直しを実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者に備蓄状況等を確認。	R4.4～R9.3	実施済
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団への参画を促す具体的な広報を検討、実施。 ・水防団員の処遇改善への取り組み。	R4.4～R9.3	実施済
水防訓練の充実	・地域に応じた活動を想定し、訓練の実施や装備の充実を図る。 ・地域住民の参加促進を図る。	R4.4～R9.3	実施中
水防関係者間での連携、協力に関する検討	・多機関連携型タイムラインなどの訓練を実施し、水防関係機関の連携、協力体制推進に取り組む。	R4.4～R9.3	実施中
(3) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援		目標期間	進捗状況
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。	R4.4～R9.3	実施中
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた調整。	R4.4～R9.3	実施予定
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強補助制度について、HP、広報への掲載、地域への働きかけなどを積極的に起こない制度の活用を推進する。	R4.4～R9.3	実施予定

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまででも推し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

市 町村タイムライン 42/43市町村

コミュニティ（地域）タイムライン 27市町村、145地区
自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

〈マタイムライン〉3つのタイムラインを進めるとともに、特に「コミュニティタイムライン」作成済みの地域については、国の推進する「マタイムライン」についても関係部署と協力の上、推進していく。

タイムライン 分類	課題	対応
広域	●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●地域のモチベーションや担い手不足 ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化	●事例集の活用等により横展開 ●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

キックオフ

平成29年3月
おおさかタイムライン防災
プロジェクトシンポジウム

A photograph showing two men in dark suits standing on a stage. The man on the left is slightly behind the man on the right. They are both looking towards the camera. The background is a plain, light-colored wall.

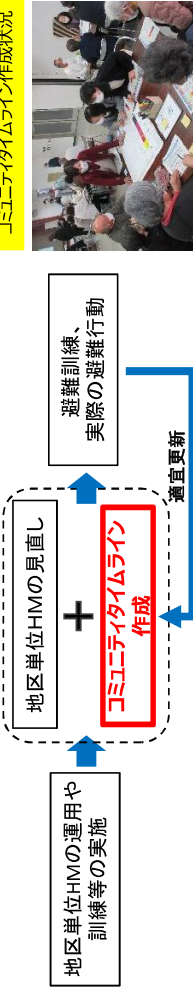
令和3年9月策定・運用開始
実績：4回 ※訓練未実施

貝塚市旭地区
高潮タイムライン

平成29年3月
策定・運用開始

大阪湾沿岸
泉州)高潮

＜広域タイムライン＞ 訓練未実施の 1 流域において訓練を実施/振り回り・改善を実施
 ＜市町村タイムライン＞ 未作成 1 市の早期完成/策定済みの市町村は振り回り・改善を実施
 ＜コミュニティタイムライン＞ 未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施
 ⇒土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定されることから、地域単位で避難計画を
 作成することが有効



安威川流域

令和元年9月策定・運用開始
実績：8回 改訂：3回

寢屋川流域

平成30年8月策定・運用開始
実績：16回 改訂：6回

令和2年3月策定・運用開始
実績：5回

河南町

平成30年6月
策定・運用開始

令和3年3月策定・運用開始
実績：4回 改訂：3回

「市町村タイムライン」

令和7年度 大阪府の取組について

①コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

【課題】

- ・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の防災担当職員の人員不足等
- ・専門知識を有した方の意見を伺うことによる防災担当職員の説得力や意識向上

②要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会

【課題】

- ・府内の要配慮者利用施設の訓練実施率約9%と低い(計画策定96%)
- ・施設管理者の訓練に関する知識不足と意識向上 ※集計:R6.4.1～9.30

【講習会概要】

- 対象：防災担当職員や地元自治会長等
- 開催場所：地域ブロック（大阪市・泉南地域）
- 時期：令和7年度6月末(予定)1日間／1地域・1回
- 講習内容：講義) タイムライン(意義・効果／作成方法等) 1時間
流域治水/水害等リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習) グループ毎のタイムライン作成 2時間

【講習会概要】 ※モデル市での事例

- 対象：要配慮者利用施設の管理者・行政関係者
- 開催場所：各土木管内で1市町村 ※市町村に意向確認
- 時期：令和7年10月(予定) 1日間
- 講義) 講義) 避難訓練の必要性等について 1時間
土砂災害リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習) グループ毎にタイムラインを検討(机上訓練) 1時間

全市町村で1つのコミュニティタイムライン作成を促進

府内の避難訓練実施率の向上(※好事例の横展開)

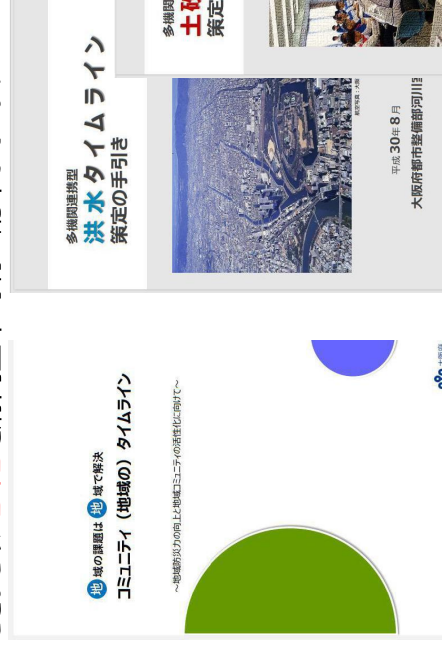
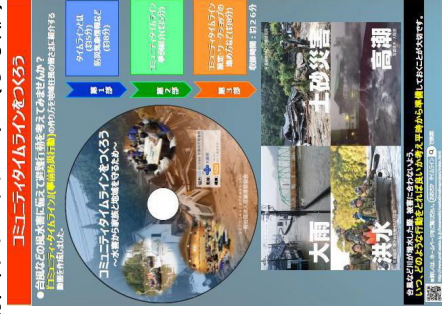
コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々

- ◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！



タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置	
緊急防災・減災事業（特別交付税）	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非連価経費に属する。
対象	地方公共団体
備考	令和7年度まで

※この事業は、国土交通省の「国土強靱化計画」に基づき実施される。詳細は、国土交通省のウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/）を参照してください。

年度	予算額（千円）	事業内容
令和7年度	100,000	市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費の補助
令和8年度	100,000	市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費の補助
令和9年度	100,000	市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費の補助

- ◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

- 詳しくは、ホームページをご覧ください。

おさか タイムライン

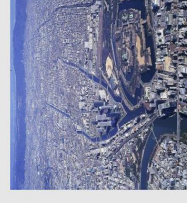


- ◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！

平成30年8月
大阪府都市整備部河川室



多機関連携型
洪水タイムライン
策定の手引き



多機関連携型
土砂災害タイムライン
策定の手引き

流域治水プロジェクト【位置図】

資料6

一級水系
流域治水プロジェクト

[illegible]

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
- ・河川改修、雨水・鋼水板遊岸等の機能維持（長寿命化対策）【市】
- ・流域下水道の雨水ポンプ場施設等の非水施設の整備【府・市】
- ・道路路幅事業などの他事業との連携や家庭貯留による流域対応の推進【市】
- ・ため池及び農業用施設等の治水活用【市・民間】
- ・雨水浸透阻害行為に対する指導【府・市】
- ・雨水貯留浸透施設等の整備【民間】
- ・雨水貯留事業（埋戻等）、治山事業の実施【府】
- ・砂防基礎等を超える60程度の降雨に対するポンプ運転調整【府・市】

●被害対象を減少させるための対策

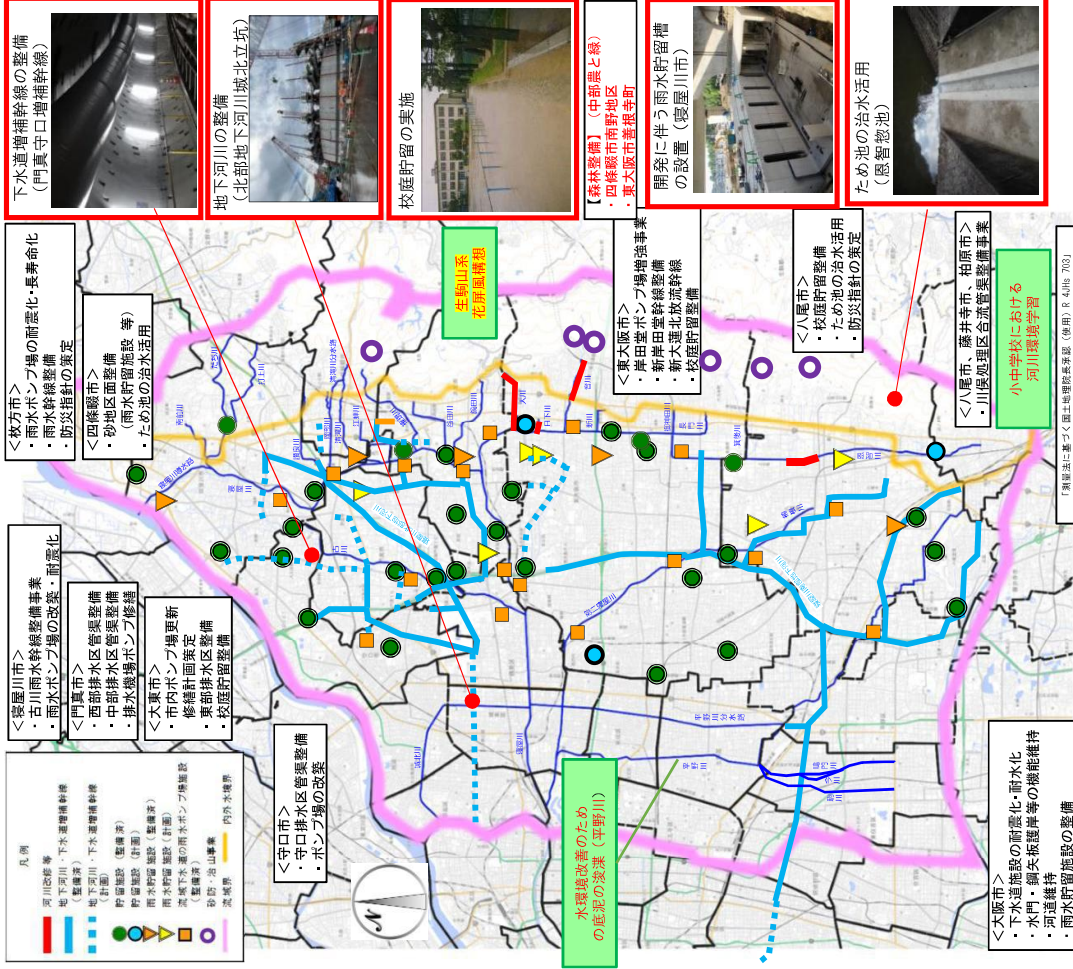
- ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
 - ・水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）等
 - ・貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定【府・市】
- ⇒ 流域水害被害対策計画の変更

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・洪水水不定定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に際する浸水想定定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・其調査の実施と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定・公表【府】
 - ・ホットラインの運用【洪水・土砂】【府・市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認【広域タイムライン】（洪水）【府・市・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認【地域タイムライン】（洪水・土砂）【府・市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認【コミュニティタイムライン】（洪水・土砂）【府・市】
 - ・水害危険性の周知促進【府・市】
 - ・ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
 - ・稼働中における避難訓練の認定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【洪水・土砂・内水・高潮】【府・市】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府・市】
 - ・重要水防関所の見直し及び水防監視体制の確保【府・市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府・市】
 - ・焼門・焼倉等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・応急的な速退場所の確保【府・市】
 - ・水防関関での連携、協力に関する検討【府・市】
 - ・平時からの住民等への周知、教育、訓練に関する事項等
 - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用【洪水・土砂・内水】【府・市】
 - ・災害リスクの現地表示【府・市】
 - ・防災教育の推進【府・市】
 - ・其助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画、情報マップの作成促進【府・市】
 - ・水防に関する広報の充実（水防訓練に係る取組）【府・市、水防事務組合】
 - ・水防訓練の充実【府・市】

●グリーンインフラの取り組み

- ・生駒山系花屏風構想【府、市、民間】
小中学校などにおける河川環境学習【府、市】
環境改善のための浚渫、親水護岸の設置【府】



淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

一級水系
流域治水プロジェクト

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府			
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市			
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等			
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補脚制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市			
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市			
被害対象を減少させるための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域・市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善等	大阪府・流域市・民間・気象台			
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定	大阪府・流域市			
	河川美化活動・河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・流域市・河川レンジャー			
グリーンインフラの取組み	浸渠・親水護岸の設置	大阪府			

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水の具体的な取組

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備

※整備計画目標流量ベース

約92%

(令和6年度末時点)

農地・農業用施設
の活用

3市

(令和6年度末時点)

流出抑制対策の実施

流域対応量400万㎡
に対する進捗率

約35.7%

(令和6年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策

治山対策 4箇所
土石流対策 9施設

(※河川敷内外の事業実施)
(令和6年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成

6市

(令和6年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備

洪水浸水
想定区域
雨水出水
浸水想定区域

全27河川
0団体

(令和6年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保

避難確保
計画

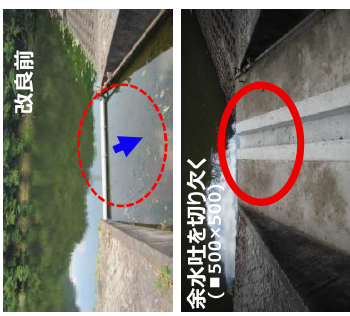
洪水 8872施設
土砂 217施設
高潮 3852施設

避難訓練
1912施設

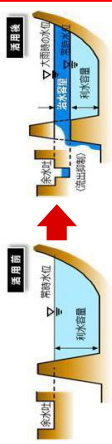
(※洪水・土砂・高潮の重複を含む)
(令和6年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）



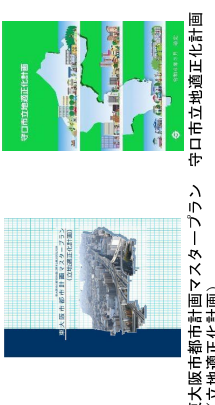
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流域の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市において、立地適正化計画(防災指針)策定

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画(平成31年3月に策定)を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。



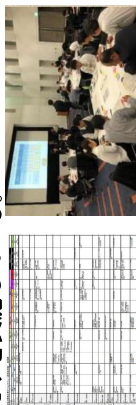
東大阪市都市計画マスタープラン 守口市立地適正化計画(立地適正化計画)

守口市では、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、平成30年3月に改定。令和6年3月には、計画策定から5年が経過するとともに、都市再生特別措置法の改正により居住の安全確保などの「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、本計画の改定を行った。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区気象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト魅力ある水辺空間・賑わいの創出

寝屋川では、河川区間を活かした水辺の賑わいの創出するため、親水護岸の整備を実施している。



グリーンインフラの取組み

自然環境が有する多様な機能活用の取組

大東市、東大阪市、八尾市、柏原市では、平成25年度より流域住民と連携し、ワークショップを開催し、美化活動やぼい捨て防止の啓発など、ごみの削減に向けた取組みを進めている。



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト
魅力ある水辺空間・賑わいの創出

寝屋川では、河川区間を活かした水辺の賑わいの創出するため、親水護岸の整備を実施している。



【本編】

- 各機関への通知先、連絡先等の修正（第5章第4～7節、水防機関連絡先ほか）
市町村や関係機関等への連絡系統図等を最新の情報に修正
- 府管理河川浸水想定区域の追加指定に伴う修正（第17章第1節）
追加指定河川 18河川
箕面鍋田川、芋川（箕面市）、神田川（池田市）、木野川（能勢町）
三条川（茨木市、吹田市）、土室川分水路（茨木市、高槻市）
真如寺川、西山川、東檜尾川（高槻市）、新川、御神田川（東大阪市）
南前川（寝屋川市）、大水川（八尾市、松原市、藤井寺市）
大乘川（藤井寺市、羽曳野市）、平尾小川、甲斐田川（堺市）
新王子川（和泉市、高石市、泉大津市）、田尻川（泉南市、泉佐野市、田尻町）
- 内水浸水想定区域指定に伴う追記（第1章第2, 3節、第17章第2節）
指定状況 4市
豊中市・摂津市・富田林市・河内長野市

【資料編】

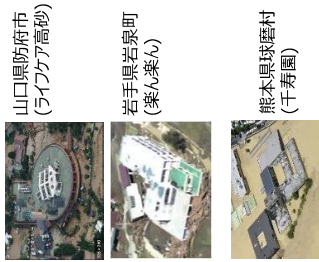
- ため池水防値の見直しによる修正(第2表、第10表、第18表)
- 鉄扉機能廃止に伴う更新(第5表)
- 排水施設設備更新に伴う修正(第6表)
- 法善寺多目的遊水地暫定供用開始による、警戒水位等の設定、操作規程の施行(第7表、第16表、③)
- 枚方土木事務所移転による住所等の変更(第13表、第15表)
- 水防資器材、水防要員表を最新版に更新(第11表、第12表)
- 府管理河川の観測所追加に伴う修正(第16表)
- 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資器材、機械配置図更新(第20表)
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)
- 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書等の更新(③)
- 国管理河川重要水防箇所の更新(④)
- 洪水予警報システム更新に伴う、指定河川洪水予報実施要領及び様式の改正(⑤、⑥、⑨)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進（事業調整室・河川室）

資料

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正
・要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**
- 令和2年7月 豪雨災害
・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



3 進捗状況

- 大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和7年3月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	11,757		4,766		408	
作成・実施済み	11,482	2,857	4,701	429	396	261
作成・実施率	98%	24%	99%	9%	97%	64%
合計					計画	訓練
					16,931	3,539
					98%	21%

※対象施設数は、令和7年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

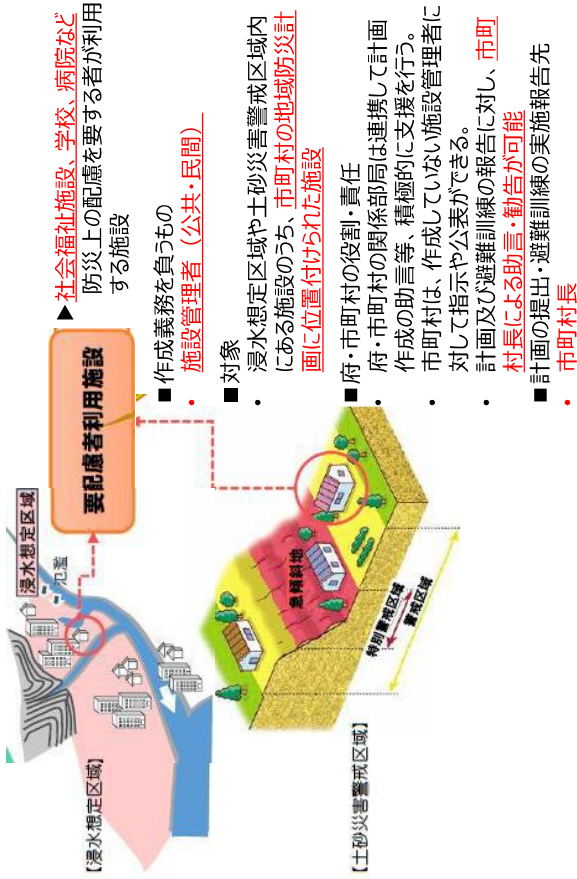
※避難訓練は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの実施状況を示す

4 今後の展開

- 地域防災計画への適切な施設の位置づけ

・地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

2 法令の概要



- 避難確保計画作成の推進

・計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して**計画作成を促進**

※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

- 避難訓練の実施促進

・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**

・施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

《参考》

国土交通省のHP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き 様式、チェックリストのほか、取組みの事例集や避難確保に関するラーニング教材等、様々な資料を掲載

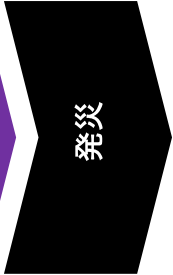
取組内容 生駒山麓地域の土砂災害を想定した市役所内タイムラインを作成

令和5年度に避難判断指標作成に向けたデータ整理を行った。その情報を基にタイムラインステージ移行のトリガーを設定、市役所内の防災に関連のある部署を中心にタイムラインを作成した。



令和5年度の取組イメージ

災害の経過



発災までにやるべきこと

避難所への職員配備の
調整・指示

土砂災害警戒情報発表までの
雨量は？時間は？

避難所開設指示の
タイミングは？

などなど・・・

令和6年度完成したタイムライン表

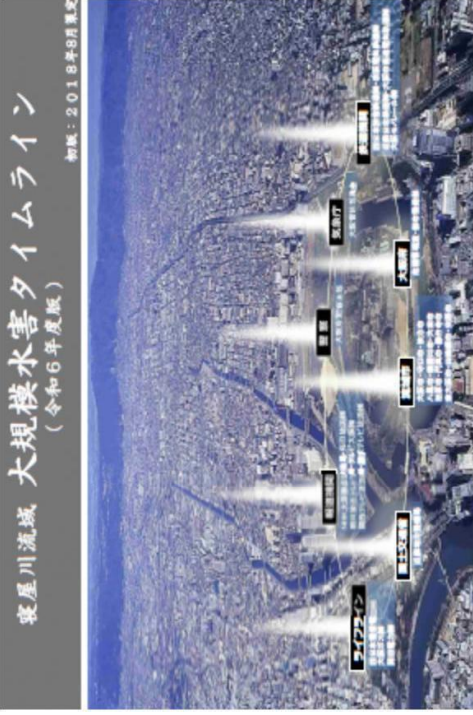
危機管理室	タイムラインステージ	平時	ステージ1 準備	ステージ2 警戒	ステージ3 避難指示発令に備えた準備 (避難所開設準備)	ステージ4 避難指示発令	ステージ5 避難指示発令	ステージ6 応急対策
意思決定		タイムライン立ち上げ	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合
トリガー		大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合	大雨警報（土砂）が発せられ、気象庁・ウェザーニューズ等の情報で総雨量が100mmを超え、かつ、今後さらに200mmを超えることが予想された場合
目録事項		1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認	1. 避難所開設準備の進捗確認 2. 避難所開設準備の進捗確認 3. 避難所開設準備の進捗確認 4. 避難所開設準備の進捗確認 5. 避難所開設準備の進捗確認 6. 避難所開設準備の進捗確認 7. 避難所開設準備の進捗確認 8. 避難所開設準備の進捗確認 9. 避難所開設準備の進捗確認 10. 避難所開設準備の進捗確認 11. 避難所開設準備の進捗確認 12. 避難所開設準備の進捗確認 13. 避難所開設準備の進捗確認

東部大阪で山麓に市街地を有する自治体を対象に12年間の気象情報を整理した。避難所の開設に向けた準備にはおおむね3時間が必要となる。避難所開設のためのロードタイムを見込むには気象情報のみに拠るだけでは困難であり、大雨警報（土砂）発表から土砂災害警戒情報発表までの経過時間と累積雨量を整理し、避難判断の指標とするための検討を行った。

ハザードマップ検討委員会の委員を対象にグループワークを実施。大阪管区気象台、大阪府河川室、八尾土木事務所を迎え勉強会を行い、地域防災計画から自所属の役割を確認、さらに具体的な防災行動の洗い出し、防災行動を実施するタイミングを定めた。

取組内容

大規模水害タイムラインの行動項目を盛り込んだ各班マニュアルの作成



八尾市独自のタイムラインの作成（運用と検証）

八尾市大規模水害タイムライン

寝屋川流域における関係機関、国・大阪府・流域関係市が協力し、平成30年度に作成した「寝屋川流域大規模水害タイムライン」をベースに、令和4年度に大和川の氾濫や東部山麓地域の土砂災害を取り込んだ「八尾市大規模水害タイムライン」を作成（更新）している。

また、本タイムラインの行動項目を盛り込んだ「八尾市各班マニュアル」に基づき、毎年、タイムライン発動に伴う実働訓練（運用と検証）を継続的に実施している。

※寝屋川流域タイムラインふりかえり（アンケート調査）等

八尾市各班マニュアル※

台風や突発的な豪雨（線状降水帯）等に対応するため、令和4年度に、「八尾市大規模水害タイムライン」の行動項目を盛り込んだ「八尾市各班マニュアル」を作成している。

本マニュアルでは、各班が取るべき具体的な行動内容を時系列に取りまとめており、その中で高齢者等避難（レベル3）や避難指示（レベル4）等、市全体の各段階での具体的な災害対応について見える化を図り、迅速で効率的な災害対応に繋がっている。

※八尾市各班マニュアル…地震や風水害における具体的な災害対応等を示すものとして、八尾市地域防災計画に位置付けられた防災体制として、各班ごとに災害対応マニュアルを作成している。

取組内容

避難所運営に関する演習、個別避難計画策定を見据えた要配慮者の避難訓練
キッチンカーによる食事配給訓練

○実施概要

【日 時】 令和6年12月8日（日） 9：30～12：00

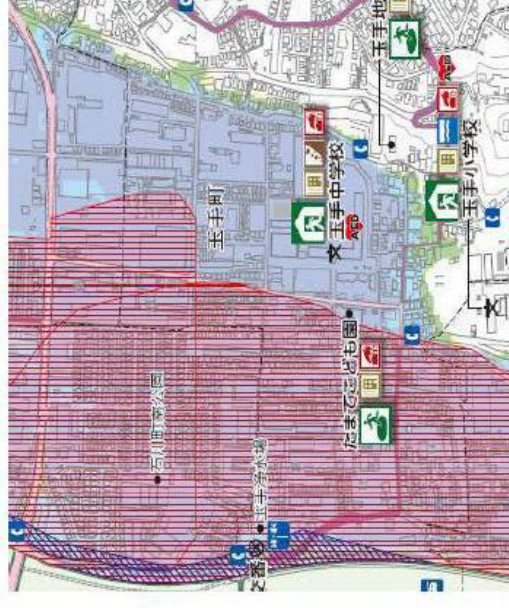
【場 所】 玉手中学校体育館

【参加者】 区長、自主防災組織、その他住民 約350名

【災害リスク】 大和川、石川による洪水

【主な訓練の流れ】

- ①防災無線を活用し、地域住民に訓練開始を周知。福祉部局と連携し、事前に把握していた要配慮者の避難誘導を地域主導で実施。
- ②柏原市薬剤師会による避難所における急病者への処置、感染対策に関する講演実施。避難所運営における衛生面の課題を確認。
- ③キッチンカーによる食事配給訓練により、地域住民と民間企業の連携による地域防災力の向上を図った。



避難所運営訓練

※要配慮者が参加しやすい形式で実施



柏原市薬剤師会による講演会



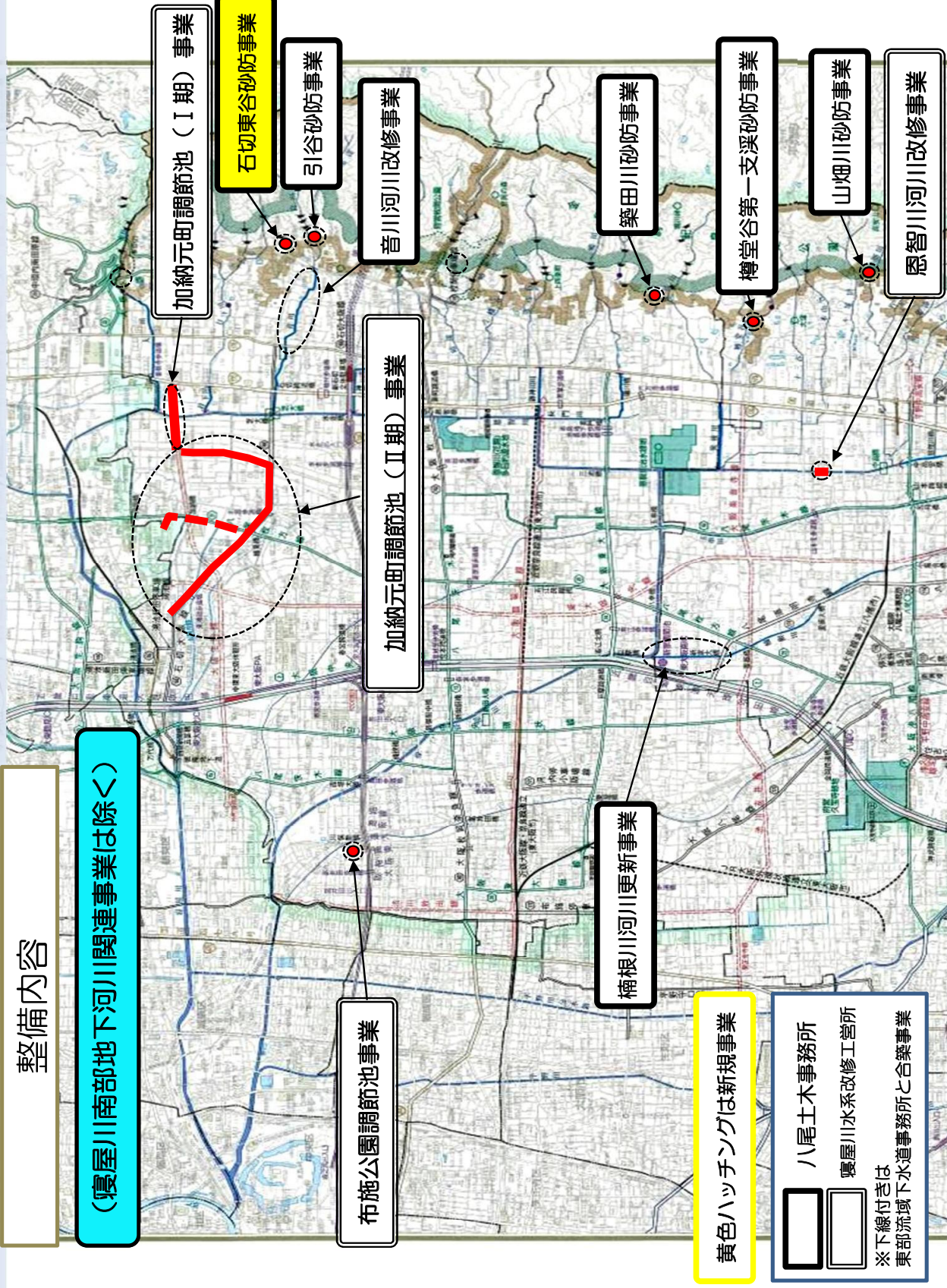
キッチンカーによる食事配給訓練

令和7年度 管内事業予定箇所

資料11

整備内容

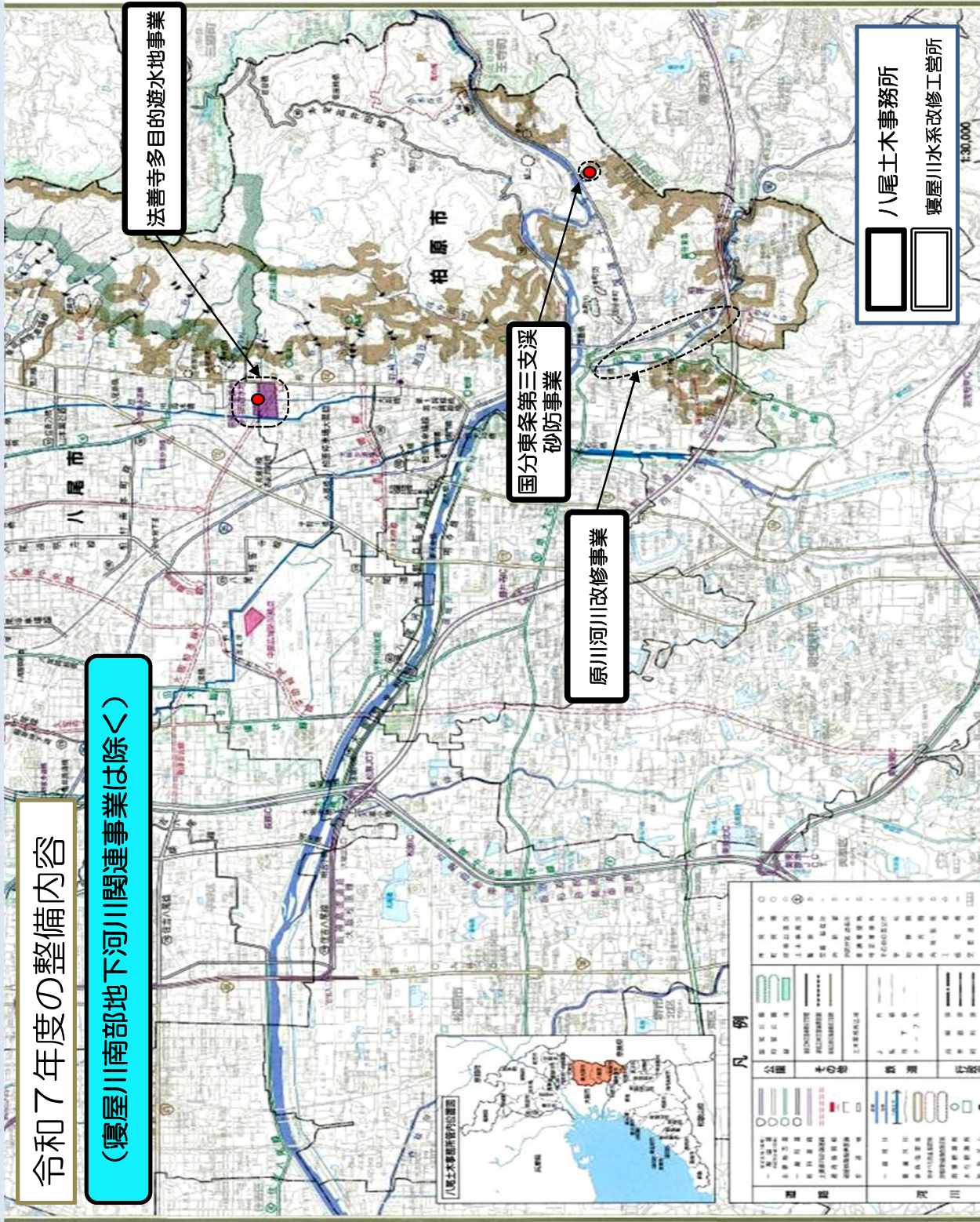
(寝屋川南部地下河川関連事業は除く)



管内治水施設の整備等に関する事項

令和7年度の整備内容

(寝屋川南部地下河川関連事業は除く)

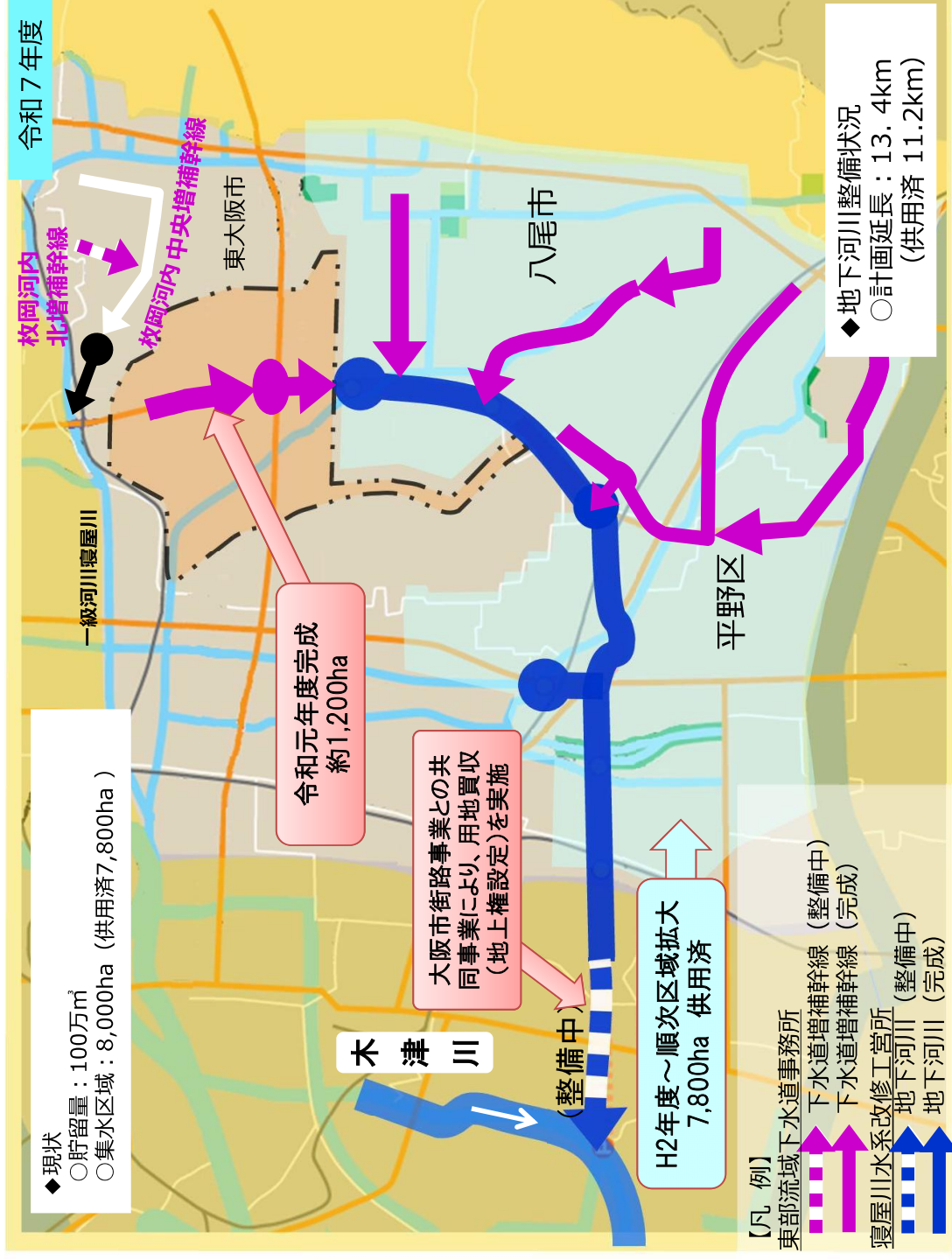


管内治水施設の整備等に関する事項

寝屋川南部地下河川と
下水道増補幹線の整備状況

【事業箇所】

- 枚岡河内中央増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
- 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）小阪合PS、寺島PS（2ポンプ場）



新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」(調査予定箇所)の公表について

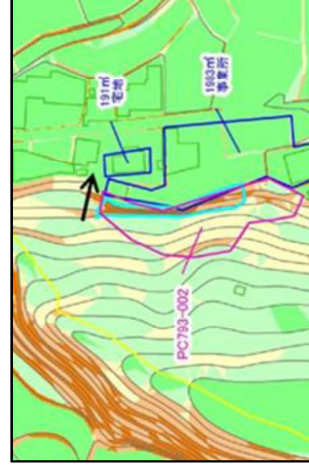
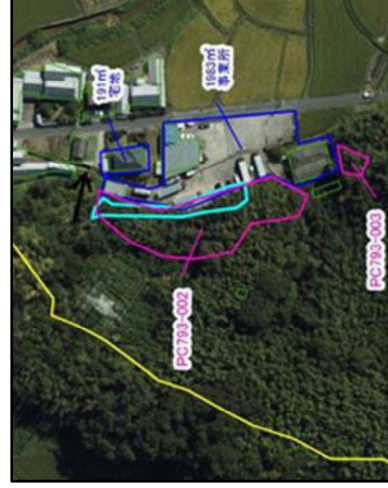
1. 目的

新たに抽出した「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を公表します。今後、これらの箇所については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、被害が想定される区域が明らかになれば、土砂災害警戒区域等の指定を行います。調査完了には相当の時間を要すると考えられることから、調査予定箇所として公表するものです。

2. 新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出した背景

令和元年東日本台風及び低気圧等に伴う大雨で、土砂災害警戒区域等指定されていなかった場所でも土砂災害が発生し、人的被害(死者・行方不明者・負傷者)及び人家被害が生じました。これらの箇所を分析したところ、地形図判読では把握が難しくかつたものの、より詳細な地形データを活用することで「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として抽出可能な箇所が含まれていたことがわかりました。これを受けて、今後は、高精度な地形情報等を活用して「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出に努めることが土砂災害防止対策基本指針に位置づけられました。

高精度な地形情報による抽出事例



より詳細な
地形データを
活用して抽出

傾斜角

0 - 10

10 - 20

20 - 30

30 - 45

45 - 90

地形図判読(航空写真測量)による抽出
⇒傾斜度30度未満 調査の対象外

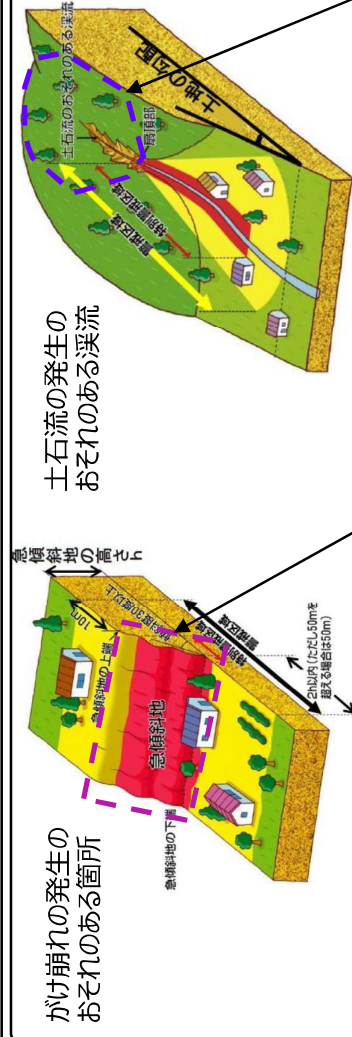
高精度な地形情報(航空レーザー測量)による抽出
⇒傾斜度30度以上 調査の対象

急傾斜地の基準：がけ高さ5m以上 傾斜度30度以上

3. 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」とは

大阪府では、土砂災害警戒区域等が約8,300箇所指定されていますが、新たに土砂災害が発生するおそれのある箇所を約4,300箇所抽出しました。

土砂災害警戒区域等に指定された箇所では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。



がけ崩れの発生のおそれのある箇所：[]

土石流の発生のおそれのある溪流：[]

現地調査の結果、区域指定がされる場合には、土砂災害警戒区域()や土砂災害特別警戒区域()が指定されます。

土砂災害の発生報告について

- 以下の土砂災害が発生した際には、所管の土木事務所へ土砂災害の発生報告をお願いします。
- また、土砂災害が発生した際には、災害対策基本法第59条及び第62条に基づき、市町村による応急対応をお願いします。

・土石流等：①土石流危険渓流※、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流等の土砂流出が発生した場合

② ①以外で土砂流出により人的被害、公共施設・人家に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの

・地すべり：土砂災害警戒区域（地すべり）の該当の有無、人家、公共施設等への被害にかかわらず、地すべりが発生した場合

・がけ崩れ：①土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）において斜面崩壊が発生した場合（公有地、民有地は問いません）
② ①以外で人的被害、人家・公共施設に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの

※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の上流の流域の名称です

大阪府施行の災害関連緊急事業（砂防・地すべり・急傾斜）及び市町村施行の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施にあたっては土砂災害の発生報告は必須条件となりますので、速やかに報告をお願いします。

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

■事業の目的

- ・ 激甚災害に伴い発生した小規模ながけ崩れに対し、市町村が行うがけ崩れ防止工事へ補助を行う。

■事業の範囲（採択基準）

- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の激甚災害に指定され、かつ同法第3条及び第4条もしくは第5条の規定による措置の適用が指定または指定されることが確実であること
- ・ 災害対策基本法第5条の規定による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地
- ・ 崩壊等が発生したがけ地の傾斜度30度以上かつ高さ5メートル以上であること
- ・ 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所で行う直接人命保護を目的とする市町村が施行主体となる行う

がけ崩れ防止工事であること

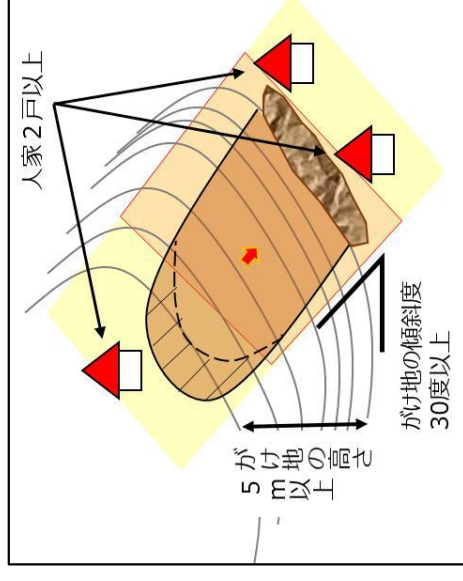
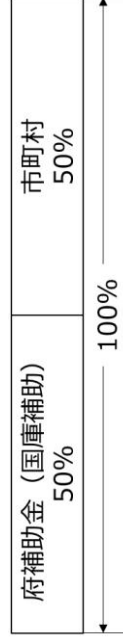
- ・ 1箇所の実業費が600万円以上であること

- ・ 以下のいずれかにも該当しないもの

- 災害関連連緊急傾斜地崩壊対策事業（府施行）の対象となるもの
- 土石等の採取や土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊で、その責任者が明らかでないもの
- 造林等の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの
- 砂防指定地、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区、地すべり防止区域内の土地（ただし知事が必要と認めた場合を除く。）

■事業スキーム

- ・ 事業の遂行に必要な事業費（工事費や設計費等）の50%以内を補助



事業採択イメージ



■施行日

- ・ 令和5年10月31日から施行し、同年4月1日以降に発生した激甚災害から適用

事業イメージ（出典：国土交通省HP）

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

令和5年6月2日に大阪府和泉市で発生した土砂災害に対して

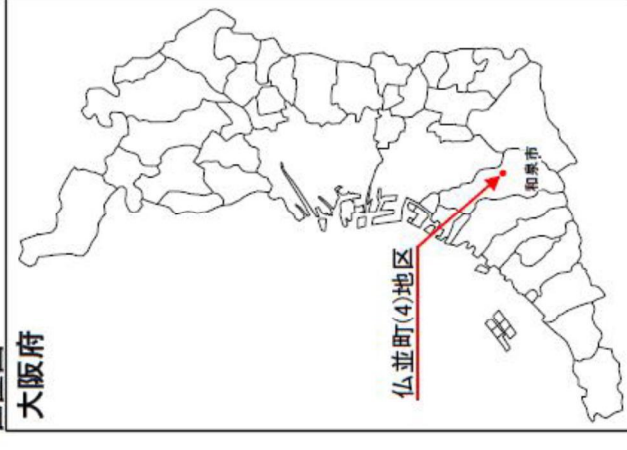
緊急的ながけ崩れ対策事業を実施します

国土交通省砂防部
令和5年11月15日

令和5年6月2日に発生したがけ崩れに対して、和泉市が緊急的な対策事業を実施します。

● 仏並町(4)地区

位置図



令和7年1月
概成

【仏並町(4)地区】

おおさかふ いづみし ぶつなみちよう

大阪府和泉市仏並町地内

- ・発生日時 : 令和5年6月2日
- ・保全対象 : 人家2戸
- ・崩壊の規模 : 幅15.4m 高さ11.1m
- ・主な対策工 : 法面工



災害発生時の第一報について

1. 第1報のポイント

☆災害報告はスピードを優先

(様式にこだわらないし、すべての項目が判明しなくても良い)

☆死傷者、一般被害大、マスコミ報道等災害については最優先で報告

災害発生が予想される気象条件の際は、ニュース等に注意

2. 報告例

- 1) 報告者はだれか 「〇〇市町村〇〇課の〇〇です。」
- 2) いつ寄せられた情報か 「本日、〇〇時頃に」
- 3) どこで 「〇〇市町村〇〇町〇〇宅付近で」
- 4) 何が 「土砂災害※が発生した」
(※「土石流」「がけ崩れ」など形態が不明でもかまいません。)
- 5) 被害状況
【死傷者ありの場合】 「詳細は不明ですが、死者・負傷者があったようです。」
【土砂災害として大きい場合】 「詳細は不明ですが、住居家屋の被災を含む人命にかかわる大きな災害が起きている模様です。
いるようです」
- 6) どこからの情報か 「〇〇町の住民・消防署・パトロール員」から寄せられた情報です」
- 7) 予想される影響 「河川に流出した場合、下流の人家に被害が及ぶおそれがあります。」

※いろいろな現象が想定されるため、報告例どおりでなくとも、各自がわかり得る範囲の情報を速やかにあげてください。

3. 情報共有を！！

台風や長雨が Continuing しているときは、他の部局から府の危機管理部局へ情報を送られている場合があるかと思いますが、所管の土木事務所（水防担当）へも情報をお願いします。幅広く情報提供をお願いします。ただし、田んぼ等造成地の法面崩れなど明らかに土砂災害では無いと判断できるものは除く。

4. 速やかな応急対応を！！

災害発生箇所が降雨により人家への影響（二次災害）が大となることが懸念される場合は速やかに応急対応をお願いしたい。

大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の改正について

- ・本要綱は危険住宅の移転を促進するため、住民自らが実施する移転対策に対し、その費用の一部について補助を行うもの。
- ・国要綱の改正に準じた府の要綱を令和6年4月1日より施行。

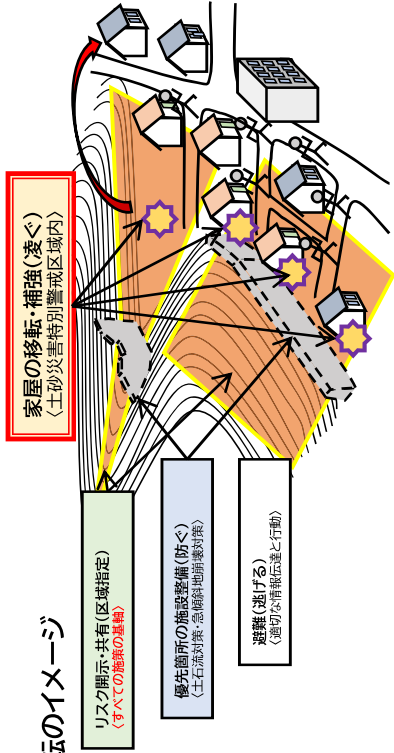
◆補助制度の費用負担割合

国(1/2) 社会資本整備総合交付金	府(1/4)	【事業主体】 市町村(1/4)
-----------------------	--------	--------------------

【主な改正内容】

- ①補助限度額の拡充
- ②対象要件の追加

◆移転のイメージ



新

移転補助制度

○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
〈S63.10.19制定／**R6.4.1最終改正**〉
(国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害特別警戒区域 ※移転先が安全な土地・住宅の場合に限る。 ※新築の場合は省エネ基準入適合すること。	・危険住宅の除却に要する費用：1戸あたり 事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」 を限度とする。 (参考) RC国通知 木造 32,000円/m ² 非木造 46,000円/m ² (参考) 過去実績による算定 1戸あたり 約490万円 ・その他除却等に要する費用(動産移転費等)： 1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

旧

移転補助制度

○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
〈S63.10.19制定／R3.4.1改正〉
(国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害特別警戒区域	1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

土砂災害特別警戒区域からの移転・補強事業の周知活動について

■枚方市における取組事例～リーフレットの配布～

◆実施内容

枚方市内の土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）（全151箇所）の区域内の世帯へ土砂災害防止法のリーフレット資料を全戸配布し、土砂災害における避難準備や補助制度について周知を行った。

◆実施効果

- ・市民が土砂災害に関しての理解を深め、災害時の避難場所等を把握することで防災意識の向上に繋がる。
- ・市職員による直接配布により現地状況が把握され、現状整理に寄与した。
- ・補助制度の申請（移転）を受付けた。

◆リーフレット紙面

内面

土砂災害ってどんなもの？

土砂災害の危険

土砂災害の危険のある区域

土砂災害特別警戒区域

避難の準備

避難の準備

避難の準備

避難の準備

外面

気になっていますか？

土砂災害のこと

(周知)砂防協会費によるリーフレットの印刷について

大阪府砂防協会において、砂防事業等に関する啓発普及のため、各市町村で配布するリーフレットの印刷を実施(印刷依頼は必要に応じて随時受付)。

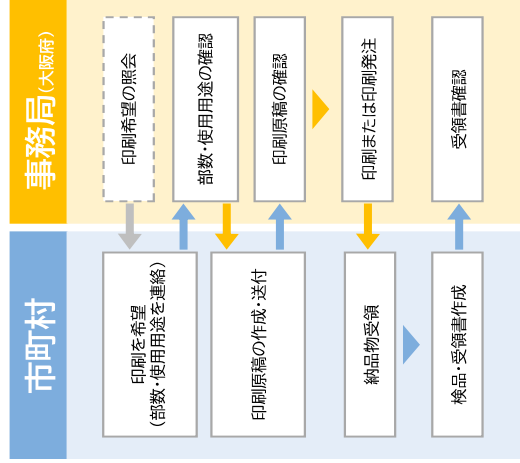
◆近年の利用実績

- R2…計3,640部(16市町村)
- R3…計1,410部(11市町村)
- R4…計3,350部(11市町村)
- R5…計900部(2市)
- R6…計3,600部(23市町村)

◆利用の流れ

必要に応じて砂防協会事務局までご相談ください。また、印刷原稿は各市町村で作成し、事務局まで送付してください。

※原稿作成に際し、右記テンプレートの利用可能



外面

土砂災害 気になっていますか？ 住宅移転・補強を支援します

内面

具体例を交えたテンプレートを作成の上、印刷希望照会を実施予定。
積極的な周知活動をお願いいたします。

南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン

資料13-1

- 国の改善方策、府内市町村アンケート等を踏まえた呼びかけの基本的な考え方を取りまとめ、市町村との意見交換を実施して合意形成。
- 府防災・危機管理対策推進本部会議において報告した際の意見も取り入れてガイドラインを作成



- （府は南海トラフ地震津波避難対策特別警戒地域に指定されていないが、）**注意・警戒時の呼びかけ内容・頻度を同一とせず**、特に警戒時の備えについてより、緊張感を伝える呼びかけを行う。（市町村意見交換においては、同一内容・頻度で合意）
- 国の方策に加えて「**津波浸水被害想定区域**」および「**土砂災害の恐れのある地域**」への呼びかけを行う。
- 防災行政無線・ホームページ・SNSの活用を基本とし、地域の実情に応じて、公用車・青パト等も活用する。

日頃からの地震の備えの再確認	臨時情報発表に伴う特別な備え	その他注意事項	事業者等が取るべき対応
・安全な避難場所・避難経路の確認 ・家具の固定（L字金具・家具転倒防止板） ・家族との連絡手段の確認 ・非常食など備蓄の確認	・すぐに逃げられる体制の維持 ・非常持ち出し品の常時携帯 ・旅行、帰省等外出先の情報の確認	・偽・誤情報への注意 ・過度な買いだめ・買い急ぎの自粛	・避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底 ・従業員や利用者への正確・迅速な情報伝達
+			
「津波浸水被害想定区域」「土砂災害の恐れのある地域」に対する呼びかけ			
・津波発生後、避難が間に合わない方は速やかに避難できるよう備える（警戒発表時） ・津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかない ・津波警報等発表時には地下街から浸水のおそれがない場所等へ避難			
・斜面の反対側や家屋の2階での就寝・生活（警戒発表時は強調） ・危険な場所（*）に近づかない			
* 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等			



その上で社会経済活動を継続

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の呼びかけ

府内各市町村がそれぞれの実情に応じて府民等へ呼びかけ内容を選択して発信

●基本的な呼びかけ事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて百倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。（○○で発生した地震により、○○地方では（大津波警報・津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。）あわてず落ちついた行動をお願いします。
- 〈日頃からの地震の備えの再確認〉
 - 安全な避難場所・避難経路の確認
 - 家族との連絡手段の確認
 - ハザードマップ（津波、土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認
- 〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉
 - 就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください
 - 非常持ち出し品を必ず常時携帯してください
 - 旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください
- 〈その他注意事項〉
 - 国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください
 - 過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください
- 〈事業者等が取るべき対応〉
 - すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください
 - 従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

●地域の特性に応じた呼びかけ

- 1 津波浸水想定区域への呼びかけ内容
 - 地震発生後、津波の到達までに避難が間に合わない可能性のある方は、速やかに避難行動を起こせるよう備えてください
 - 津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかないでください
 - 津波警報等発表時には地下街や地下鉄等の管理者の避難誘導に従い安全な場所に避難してください
 - 2 土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容
 - いつ大規模地震が発生するか分かりません。命を守るために斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください
 - いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（＊）に近づかないでください
- * 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけ

府内各市町村がそれぞれの実情に応じて府民等へ呼びかけ内容を選択して発信

●基本的な呼びかけ事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて数倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。あわてず落ちついた行動をお願いします。
- 〈日頃からの地震の備えの再確認〉
 - 安全な避難場所・避難経路の確認
 - 家族との連絡手段の確認
 - ハザードマップ（津波、土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認
- 〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉
 - 就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください
 - 非常持ち出し品を必ず常時携帯してください
 - 旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください
- 〈その他注意事項〉
 - 国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください
 - 過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください
- 〈事業者等が取るべき対応〉
 - すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください
 - 従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

●地域の特性に応じた呼びかけ

- 1 津波浸水想定区域への呼びかけ内容
 - 津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかないでください
 - 津波警報等発表時には地下街や地下鉄等の管理者の避難誘導に従い安全な場所に避難してください
 - 2 土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容
 - いつ大規模地震が発生するか分かりません。斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください
 - いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（＊）に近づかないでください
- * 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

3 その他の特性に応じた呼びかけ内容

☐ ため池	対象：住民、事業者等 内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください
☐ 観光地	対象：観光客、事業者等 内容：避難経路の確認をしてください
☐ 過疎地域	対象：住民、事業者等 内容：避難経路の確保をしてください
☐ 密集市街地	対象：住民、事業者等 内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

●要配慮者・外国人などに対する呼びかけ

☐ 避難行動要支援者	内容：地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください 避難支援者との連絡先等の確認をしてください モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください
☐ 高齢者	内容：地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください
☐ 在留外国人および旅行者	手法：やさしい日本語による呼びかけ 多言語での情報発信化や、やさしい日本語による標記

◆呼びかけの頻度：市町村の実情に応じて在住者、滞在者へ漏れなく伝わるよう毎日2回以上、

◆ツール：防災行政無線・HP・SNSを基本とし、市町村の実情に応じて公用車・青パト等を活用

※大阪府に事前避難対象地域はないため、巨大地震注意、巨大地震警戒ともに呼びかける内容については同じだが、巨大地震警戒発表時の切迫感を伝えるため、事務局案として、基本的な呼びかけ事項の冒頭に「〇〇で発生した地震により、〇〇地方では（大津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。」と、津波浸水想定地域への呼びかけとして「地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください」等を追加

3 その他の特性に応じた呼びかけ内容

☐ ため池	対象：住民、事業者等 内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください
☐ 観光地	対象：観光客、事業者等 内容：避難経路の確認をしてください
☐ 過疎地域	対象：住民、事業者等 内容：避難経路の確保をしてください
☐ 密集市街地	対象：住民、事業者等 内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

●要配慮者・外国人などに対する呼びかけ

☐ 避難行動要支援者	内容：事前避難を含めた早めの避難を検討してください 避難支援者との連絡先等の確認をしてください モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください
☐ 高齢者	内容：事前避難を含めた早めの避難を検討してください
☐ 在留外国人および旅行者	手法：やさしい日本語による呼びかけ 多言語での情報発信化や、やさしい日本語による標記

◆呼びかけの頻度：市町村の実情に応じて毎日1回以上

◆ツール：防災行政無線・HP・SNSを基本とし、市町村の実情に応じて公用車・青パト等を活用

第14回 大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill

■実施日 令和7年11月5日(水)

10:00 地震発生

10:03 大津波警報発表

(訓練用のエリアメール／緊急速報メールを発信)

■訓練想定

南海トラフ巨大地震

■訓練目的

府民一人ひとりが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの命を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。

■訓練方針 『一人ひとりの防災意識をオール大阪へ』

・ 子どもに対する防災教育の充実

関係機関と連携して児童・生徒への訓練参加を促進し、防災訓練を通じて平素からの備えや身を守る行動を身に付けることで、**防災教育の充実**を図る。

・ 大阪防災アプリ等、多様な情報発信ツールを活用した多言語による情報発信

災害発生時に適切な避難行動を支援する大阪防災アプリ等(メール、SNS、アプリ等)を活用し、多言語による訓練情報を発信することで、府民への新たな防災情報伝達ツールとして**定着化**を図る。

<大阪880万人訓練実行委員会>

委員長：大阪府知事

副委員長：大阪市長

堺市長

委員：大阪府教育長

大阪府市長会長

大阪府町村長会長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

西日本電信電話株式会社 執行役員 関西支店長

日本放送協会 大阪放送局長

KDDI株式会社 関西総支社長

関西鉄道協会 技術委員会委員長

関西テレビ放送株式会社 取締役(コンテンツ統括本部・副本部長委嘱)

大阪放送株式会社 コンテンツビジネス本部長

株式会社NTTドコモ 執行役員 関西支社長

ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 総務本部 総務サービス統括部 地域人事総務部 部長

楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 統括副本部長

大阪府内どこでも使える

ぼうさい

大阪防災アプリ

osaka bousai

大阪府内の防災情報が受け取れる

目ごころから使える防災アプリ



Osaka

Disaster Prevention app

ほ う さ い 使ってみよう！ 大阪防災アプリ



土地勘がなくても大丈夫 現在地機能

大阪府全域画面では、大阪府内どこでも位置情報サービス（GPS 情報）を利用して自分がいる場所の防災情報をリアルタイムで受け取ることができます。

※アプリの位置情報へのアクセス権限を許可する必要があります。



より身近な情報を受取れる 市町村選択

大阪府全域ではなく、市町村毎に情報を表示することもできます。市町村を選択すると、選択した市町村の防災資料等を確認したり、お知らせを受け取ることができます。

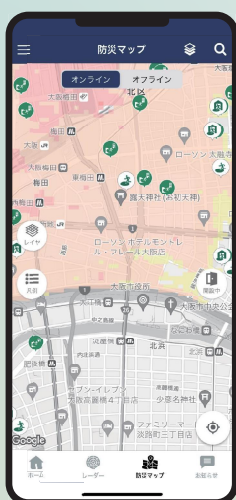
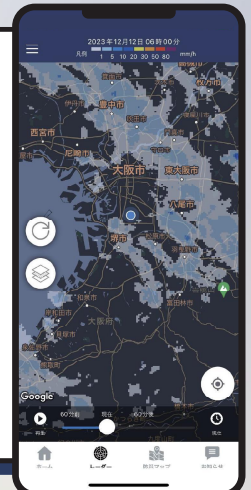
ほしい情報を自分で選択 プッシュ通知

気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、線状降水帯や熱中症、自治体からの避難情報等、多様な防災情報に対応。各自治体からのお知らせも受け取ることができます。



日ごろから使える 雨雲レーダー

日頃の雨雲の状況、線状降水帯や台風の予報円も確認することができます。60 分前から 15 時間先までの未来の降水強度分布予測を、連続的に表示して閲覧することができます。



もしもの時に備えよう 防災マップ

土砂災害・高潮・津波・洪水の災害リスクや大阪府内の避難所等を地図上で確認できます。災害時等の通信切断に備え、市町村ごとにオフライン地図をダウンロードできます。



現在の状況を画像で確認 防災カメラ

地図上のカメラアイコンを選択すると、大阪府内約 200 か所の河川カメラや 3 か所の広域カメラの映像を閲覧できます。近隣河川の水位や雨の状況等をアプリ上で確認することができます。

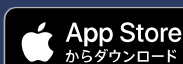
お問い合わせ先

大阪府危機管理室災害対策課

TEL：06-6944-6183



大阪防災アプリ





大阪防災アプリの 広報PR活動にご協力をお願いいたします。

平素より、大阪防災アプリの広報にご協力いただきありがとうございます。
以前より、広報に使用できる資材が増えましたので、活用いただける場を探しております。
広報資材について、ご紹介いたしますので、広報活動の場がございましたらぜひご連絡ください。

NEW!!

大阪府が持つ広報資材

動画(音声あり)

ご覧いただき、放映できる場所をお持ちの場合や、SNSでの掲載が可能であれば、ぜひご連絡ください。元データをお渡します。
また、イベントなどで使用できるサイネージディスプレイの貸し出しも可能です。



PR動画① (ミサイル編)

- ・規格:MP4
- ・サイズ:9:16(縦型)
- ・長さ:44秒



PR動画② (大地震編)

- ・規格:MOV
- ・サイズ:9:16(縦型)
- ・長さ:44秒



アプリ紹介動画 (30秒)

- ・規格:MP4
- ・サイズ:16:9(横型)
- ・長さ:30秒

その他

放映できる場所、配架、掲示が可能な場所をお持ちの場合はぜひご連絡ください。

デジタルサイネージ(静止画)



サイズは、横長と縦長があります。
多言語対応※しております。

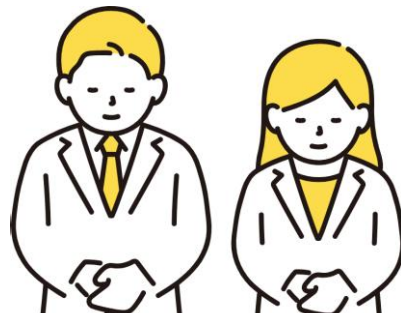
A4チラシ・B2ポスター



チラシは、500枚まででしたらお送りいたします。また、データがあれば多言語対応※しております。

※多言語対応:日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語、やさしい日本語)

ご協力
／ よろしく願いいたします ／



<お問い合わせ先>大阪府 政策企画部 危機管理室 災害対策課 防災情報グループ
TEL: 06-6944-6183(4869) Email: bosai_app@gbox.pref.osaka.lg.jp